

【守山市】
端末整備・更新計画

N0	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①	児童生徒数	8,347	8,216	8,106	7,941	7,853
②	予備機を含む 整備上限台数	0	9,448	0	0	0
③	整備台数 (予備機除く)	0	9,448	0	0	0
④	③のうち 基金事業によるもの	0	9,448	0	0	0
⑤	累積更新率	0	100%	100%	100%	100%
⑥	予備機整備台数	0	1,232	0	0	0
⑦	⑥のうち 基金事業によるもの	0	1,232	0	0	0
⑧	予備機整備率	-0	15%	15%	15%	15%

※①～⑧は未到来年度にあつては推計値を記入する。

(端末の整備・更新の考え方)

令和元年度から2年度にかけて整備した学習用端末が導入から5か年を経過し、経年化が進み、劣化および故障が増加すると想定されることから、安定的な運用および運用コストの低減を図るため、令和7年度中に一括で更新を行う。

(更新対象端末の処分および再利用について)

○対象台数 8,997台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託 6,997台
- ・その他(教員用端末、予備機として再利用) 2,000台

○端末のデータの消去方法

- ・処分業者(調達業者)へ委託する

○スケジュール(予定)

令和7年5月 処分事業者(調達業者)決定
令和7年8月 新規購入端末の使用開始
令和8年2月 処分端末の事業者へ引き渡し

○その他特記事項

なし